

てみましょう。

仮にスナックのママが関口さんのところで自分の自動車の修理をしても良かったとします。一方、関口さんはママに対して数年前から飲み代のツケが十数万円あったとします。通常ですと一年たったら飲食代金について時効が完成し、関口さんが時効援用の意思表示をすることににより債権は消滅してしまうのですが、この場合でも時効完成前に修理代金債務が発生していたなら、ママは修理代金と飲食代金を相殺することが可能です。

民法五〇八条が、時効消滅前に互いの債権が相殺に適した状態（民法上、この状態を「相殺適状」と呼ぶ）になっている場合には、時効消滅後でも相殺できる旨を定めているからです。

関口 一旦相殺できるようにになると、時効も効かなくなる。厳しい制度のようにも見えますが、よく理解できます。

借金返済のための対策

関口 Aさんへの債務も、なんとか半年以内には返済しようと思っただけでいたのですが、いまだに見通しが立たずに困っているのです。

宮下 借金をされてからどのくらいになるのですか？

関口 もうすぐ一年です。そんな矢先の事故だったので、Aさんもついそう言ってしまったのかもしれない。

宮下 そうですね。時効の問題はともかく、借りたものは返すべきでしょう。今は奥様のアフターケアと、今後の借金返

済に向けて、大変かもしれませんが現実を目をそらさずに考えるべき時期だと思います。

関口 そうですね。でも具体的にどうすればよいのでしょうか。もう八方塞がりです……。

宮下 消費者金融を考える前に、まず、打てるべき策がないかも一度考えて見ましょう。日本政策金融公庫 (<http://www.k.jfc.go.jp/tyuushou/index.html>) ではほとんどの種類の事業者向けに低金利での融資を行っています。また、関口さんの場合はAさんとの強い信頼関係があるようなので、誠意を持って話してみてもいいでしょう。その際には借金の話と事故の賠償金の話が法的には別々の話であることをAさんに納得させる必要があります。

関口 そうですね。Aさんともう一度腹を割って話してみようと思います。今日はどうもありがとうございました。

宮下 ご健闘ください。

残暑お見舞い
申し上げます



《商工会館休館のお知らせ》

広陵町商工会 8/14 (金)
葛城市商工会 8/13 (木)・14 (金)

今月のことば

政府紙幣【せいふしへい】

100年に一度と言われる金融危機の中で、09年2月、政府・自民党の中から突如として登場してきた奇策。これまで中央銀行である日本銀行が発行している日本銀行券に加え、景気悪化を乗りきるための策として、日銀とは別に政府が政策に必要な資金不足を補うために発行、日銀券と同じ価値をもたせ、等価交換できるようにしようというもの。政府紙幣を発行した場合は、それを買い物などに使え、釣り銭は日銀券や貨幣で受け取ることになる。

こうした「政府紙幣」の発行を提唱したのは、アメリカ・コロンビア大学教授でノーベル経済学賞を受賞したジョセフ・スティグリッツである。03年に財務省の関税・外国為替等審議会でデフレ克服策の一環としてこの政府紙幣の発行について述べている。これに同調する一部の学者が未曾有の金融危機の切り切り策として、09年、政府紙幣を財源として減税や公共事業などを実施すると、国債残高を増やさずに景気を刺激できると主張している。

しかし、日銀券と別にこうした政府紙幣を発行することによって、市場にお金が増えて通貨価値が下がり、物価が上昇してインフレを引き起こす懸念が強く、また、ドルやユーロに対する円の価値も下落し、「円」に対する国際的な信頼も下がってしまうと、反対論も強い。

無利子非課税国債【むりしひかせいこくさい】

普通、国債は政府の借金であるために利子がつくが、それを無利子にする代わりに、遺産相続の際に、国債の額面金額分を相続税の課税対象から差し引いて、減税するといった特典を設ける国債。

財務省によると、年利2～3%の10年国債の場合、源泉徴収される税金を除いても、10年間の満期までには額面の17～27%程度の利子収入が得られる。例えば1,000万円の10年国債を購入していれば、利子収入は170万円～270万円である。政府は公共事業の費用などを捻出するために毎年多額の国債を発行していて、そのための利子出費も相当額となり、政府の支出を圧迫している。

また、日本には1,467兆円の個人金融資産があるが、将来への不安から高齢者などは当面支出予定のないお金を貯蓄として抱えこんでいる。たとえタンス預金であっても、所有者が死亡した後に遺産相続される場合にはそれに対して相続税が課税されることになる。それを、無利子ではあるが非課税の国債を購入してもらおうというもの。

ただ、死亡した人のうち、相続税を納めているのは一定以上の遺産を残した人だけであり、現状では20人に1人程度である。非課税の恩恵を受けられるのは富裕層に限られることとなり、「金持ち優遇」という反対論も強い。